

議案第32号

鹿児島県部等設置条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県部等設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県部等設置条例の一部を改正する条例

鹿児島県部等設置条例（昭和27年鹿児島県条例第75号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「くらし保健福祉部」を「保健福祉部」に改め、「国体・全国障害者スポーツ大会局」を削り、同条第2項中「男女共同参画局」を「男女共同参画局を、保健福祉部に子ども政策局」に改める。

第5条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

第7条の見出し及び同条中「くらし保健福祉部」を「保健福祉部」に改め、同条に次の1号を加える。

(5) 子ども・子育て支援に関する事項

第7条に次の1項を加える。

2 子ども政策局においては、前項第5号に掲げる事項を分掌する。

第8条に次の1号を加える。

(5) 県産品の販売促進等に関する事項

第12条を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第5条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする改正規定及び第8条に1号を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(公衆浴場入浴料金審議会条例等の一部改正)

2 次に掲げる条例の規定中「くらし保健福祉部」を「保健福祉部」に改める。

(1) 公衆浴場入浴料金審議会条例（昭和39年鹿児島県条例第91号）第7条

(2) 鹿児島県精神保健福祉審議会条例（昭和40年鹿児島県条例第43号）第6条

(3) 鹿児島県障害者施策推進協議会条例（昭和49年鹿児島県条例第21号）第7条

(4) 鹿児島県事務処理の特例に関する条例（平成12年鹿児島県条例第7号）別表くらし保健福祉部の表

(5) 鹿児島県社会福祉審議会条例（平成12年鹿児島県条例第32号）第8条

(6) 鹿児島県生活衛生適正化審議会条例（平成12年鹿児島県条例第44号）第8条

(7) 鹿児島県障害者介護給付費等不服審査会条例（平成18年鹿児島県条例第28号）第4条

(8) 鹿児島県国民健康保険条例（平成29年鹿児島県条例第36号）第7条

(鹿児島県手数料徴収条例の一部改正)

- 3 鹿児島県手数料徴収条例（平成12年鹿児島県条例第11号）の一部を次のように改正する。
別表第1 暮らし保健福祉部の表中「暮らし保健福祉部」を「保健福祉部」に改める。
（鹿児島県子ども・子育て支援会議条例の一部改正）
- 4 鹿児島県子ども・子育て支援会議条例（平成25年鹿児島県条例第63号）の一部を次のように改正する。
第8条中「暮らし保健福祉部」を「保健福祉部子ども政策局」に改める。
（調整規定）
- 5 附則第3項及び鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例（令和6年鹿児島県条例第号）の規定による鹿児島県手数料徴収条例の改正については、同条例は、鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例によってまず改正され、次いで附則第3項の規定によって改正されるものとする。
（提案理由）
暮らし保健福祉部に子ども政策局を設置し、及び同部の名称を保健福祉部に変更する等のため、所要の改正をしようとするものである。